

# 公益社団法人秋田県緑化推進委員会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人秋田県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、県民の参加と協力による県土緑化運動を推進することにより、生活環境の緑化、森林資源の造成及び県土の保全並びに水資源のかん養を図り、もって水と緑につつまれた郷土の創造と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金）及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。
- (2) 森林整備及び緑化の推進（以下「森林整備等」という。）を行う者に対して支援を行うこと。
- (3) 緑化思想の普及啓発及び森林整備等の事業を行うこと。
- (4) 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、その提供を行うこと。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 正会員の入会にあたっては、理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員の入会にあたっては、理事長の承認を得なければならない。

4 理事長は、前2項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度1回、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

3 前項の通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第4項第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及びその他法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用につい

ては、その正会員は出席したものとみなす。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって、議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を第19条の議決権の数に算入する。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長並びに総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 会長及び役員

(会長)

第23条 この法人に、任意の機関として、会長を置く。

2 会長は、名誉職として秋田県議会議長を推戴する。

3 会長は、無報酬とする。

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。必要がある場合は、専務理事を1名置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に、4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 監事には、報酬等を支給することができる。ただし、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 総会に付議すべき事項に関する事項の決定

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事長以外の理事又は監事から会議の目的を示して招集の請求があったときは、請求日から5日以内に、請求日から2週間以内の日を招集日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(開 催)

第34条 理事会は、4箇月を超える間隔で年2回以上開催するほか、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 前条第3項の規定による招集の請求があったとき。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第33条第3項の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 緑の募金運営協議会

(設 置)

- 第38条 この法人に、緑の募金法第7条の規定に基づき、緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。
- 2 運営協議会は、理事長の諮問に応じ、第4条第1号に掲げる事業（以下「緑の募金事業」という。）に係る事業計画、収支予算その他の緑の募金の運営に関する重要事項の審議を行う。

(組 織)

- 第39条 運営協議会は、委員10名以上15名以内で組織する。
- 2 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は無報酬とする。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(運営協議会会長)

第40条 運営協議会に会長（以下「協議会会長」という。）1名、副会長（以下「協議会副会長」という。）2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会会長は、運営協議会の会務を総括し、運営協議会を代表する。

3 運営協議会の議長は、協議会会長がこれにあたる。

4 協議会副会長は、協議会会長を補佐し、協議会会長に事故があるときは、その職務を代行し、協議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委任)

第41条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(区分経理)

第43条 緑の募金による寄附金に係る経理については、緑の募金法第9条の規定により、その他の経理と区分して行う。

(会計原則)

第44条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、通常総会に報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。



## 第 1 1 章 事務局

(事務局)

第 5 4 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、理事会の決議を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

## 第 1 2 章 補 則

(委 任)

第 5 5 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は佐藤重芳とする。

3 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 4 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。